

果樹農業振興基本方針骨子（案）

項 目	内 容
第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項 1 国際化の進展に対応した産地構造の改革	果樹農業については、これまで、産地において、担い手の明確化や生産から出荷・販売まで一貫した方針を持った取組が必ずしも行われていなかったことに加え、後継者不足や高齢化の進展、基盤整備や担い手の規模拡大の遅れにより、生産基盤の脆弱化が見られる状況となっている。 今後、国際化の進展や食料消費の多様化に対応し、果樹農業の継続・発展を図るためには、消費者ニーズの動向に即した果実の生産を推進するとともに、果樹農業が産地ごとに特色を持った取組が行われていることを踏まえ、目指すべき産地の姿を明確にした上で、戦略的な生産・販売により競争力のある産地を構築する必要がある。
(1) 果樹産地構造改革計画の策定	① 産地自らが、多様な選択肢の中から目指すべき産地の姿とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という）を策定する必要がある。 ② 産地計画には、目指すべき産地の姿や、これを実現するための取組として、担い手の明確化、園地集積や基盤整備の取組方法、販売戦略等を定める。 ③ 産地は、産地計画の策定を生産者、農協、市町村等関係機関が連携した協議体制の下で推進する。
(2) 担い手の育成・確保	① 産地ごとに多様な経営体がそれぞれの役割を担いつつ、特色のある取組を行っているという果樹農業の実態を踏まえ、認定農業者制度を基本に、産地計画において、担い手とその育成手法を明確にする。また、担い手以外の役割も明確にする。 ② 担い手については、60代までの主業農家^(※)を中心とするとともに、「新規参入者」等、今後とも継続して果樹農業を担う多様な経営体について、担い手に位置づけるよう配慮する。 （※60代までの主業農家：農業所得が主で、農業に従事（年間60日以上）している60代までの者がいる農家）
(3) 産地計画に基づく生産基盤の構造改革	① 産地計画に基づき、園地の基盤整備・担い手への集積・労働力の確保の取組を効率的に組み合わせた一体的な取組を推進する。 ② 優良品種への転換や省力・低コスト技術の導入と併せた基盤整備を推進するとともに、立地・土壌条件等の園地情報を的確に把握、整備しつつ、園地貸借の推進体制の充実を図る。 ③ 複合経営や経営の多角化等による労働力分散や産地内外の労働力の検討等を通じ、産地における労働力調整システムの構築を図る。

(4) 需要に見合った果樹生産の推進	① 産地計画に定めた販売戦略に基づき、供給過剰が見込まれる品目・品種から、国産果実の端境期需要（4～6月）への対応など消費者ニーズに沿った品目・品種構成への転換、品質管理の高度化等を推進する。 ② 高品質、食べやすさに着目した新品種の育成・導入を促進し、品目・品種の多様化を図る。
2 担い手の経営改善 (1) 需給調整の適切な推進 (2) 担い手への経営支援の推進	国産果実の需要が伸び悩む中、特に、うんしゅうみかん、りんごについては、生産量・品質の変動により価格が不安定であることから、平成13年度から18年度までを計画期間として、適切な需給調整を実施するとともに、それでもなお価格が基準を下回った場合には価格補てんを行う「需給調整・経営安定対策」を実施してきたところである。 ① 平成18年度までは、担い手の生産拡大を促進するよう、生産出荷目標量の配分方法の改善等の運用改善を行うとともに、過剰感のあるうんしゅうみかん等について、需要に対応した晩かん類等への転換、条件不利園地の廃園等を進める。 ② 平成19年度以降は、うんしゅうみかん等について、引き続き構造的な供給過剰の改善を推進する。加えて、うんしゅうみかん、りんごについて、一時的な出荷集中がある場合、生産者団体の主導により、生食用を加工用に仕向ける措置を講じる。 ③ また、その他の品目についても、生産者団体主導の需給調整を行う。 ① 平成18年度までは、担い手の経営安定に資するよう、流通コストを下回る低品位果実を補てん対象から除外する等の運用改善を行うとともに、気象条件による収量・品質低下で収入減となる果樹の特性を踏まえ、制度改善されてきた果樹共済（特に災害収入共済方式）への加入を促進する。 ② 平成19年度以降は、適切な需給調整対策の実施を前提に、現行の経営安定対策について、産地計画に即して行う小規模基盤整備、優良品目・品種への転換等に対する支援対策への移行を目指すとともに、気象災害による減収を補てんする果樹共済への一層の加入促進により経営の安定を図る。 平成19年度以降の需給調整、担い手への経営支援の具体的内容・仕組みについては、実効性や地域性を勘案し、更に検討を行う。
3 国産果実の需要維持・拡大	果実等の摂取量は、食の外部化、簡便化志向等が進展する中、近年横ばい傾向で推移しているものの、1日当たり目標摂取量150gを満たしておらず、世界的に見ても少なく、特に若年層で極端に少ない。このため、平成13年度から「毎日くだもの200g運動」（1日当たり目標摂取量（可食部）150gに皮・芯等廃棄部分を含めると概ね200g）を展開してきた。 今後は、消費者が果実を摂取することの重要性を再認識する取組の推進、消費者ニーズの多様化に対応した的確な情報提供、果実の重要性を次世代へ伝えるとの観点から、食育の推進が重要であることを踏まえ、次の事項について重点的に取り組む必要がある。

(1) 毎日くだもの200g運動の効果的な推進 (2) 消費者への情報提供と関連産業との連携 (3) 食育と連携した取組	○ 毎日くだもの200g運動の各種取組を連携させるとともに、かつ効果的な推進により、年代別、男女別、目的別に果実の健康機能性、摂取目標量等の情報提供活動を実施する。 ○ 生産者・生産者団体は、量販店、外食産業等と連携した販売戦略の下、消費者への品質、食べ頃、安全・安心に関する的確な情報提供の取組や国産果実の外食への導入等を推進する必要がある。 ○ 幼少期からの国産果実摂取の定着化や学校給食関係者等と連携した学校給食への国産果実の定着化を推進する。その場合、各省庁の取り組む食育の推進と連携して推進する。
4 国産果実の輸出振興	① 東アジアの富裕層を対象に高品質である国産果実の特性を活かし、輸出を強力に推進する必要がある。 ② 関係機関が連携し、輸出に必要な情報の効果的収集と共有を図りつつ、輸出を一体的に推進するための体制を整備して、新たな市場開拓等を推進する。 さらに、継続的かつ安定的な輸出を推進するため、産地間の連携、集出荷・貯蔵体制の整備を推進する。
第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標	1 需要見通し 2 生産数量の目標 3 栽培面積の目標 「食料・農業・農村基本計画」における食料自給率の目標及びそれを達成するための「望ましい食料消費の姿」及び「品目別の生産努力目標」と整合性を図りつつ策定。
第3 栽培に適する自然的条件に関する基準	高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹栽培に適する地域における平均気温、冬期の最低極温、低温要求時間、降水量及び気象被害を防ぐための基準を設定する。
第4 近代的な果樹園経営の基本的指標	果樹農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が果樹生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い果樹農業を展開することが必要である。 このため、「食料・農業・農村基本計画」における検討との整合性を図りつつ、主たる従事者が他産業並みの年間労働時間で、地域における他産業従事者並みの所得を確保し得る生産性の高い果樹園経営を実現するため、果樹の種類ごとに、目標とすべき単収、労働時間等の基本的指標を設定する。 また、これら基本的指標を実現しうる育成すべき経営体の具体的な姿として、代表的な果樹園経営について、現行の経営類型を踏まえ指標を設定する。

第5 果実の流通及び加工の 合理化に関する基本的な 事項 1 果実の流通の合理化	① 消費者に信頼性の高い商品を提供するため品質管理体制の一層の強化を図るとともに、産地自らが量販店等多様な販売形態に即して出荷形態の見直しを行いつつ、多様化する流通ルートを活用して積極的な販売に取り組む。 ② 外観を重視した果実の出荷規格の見直しを検討するとともに、通いコンテナ等を使用した流通システムの確立を図りつつ、その導入の促進により流通コストの低減を図る。 さらに、生産から小売りまでの一貫した取引の電子化を進めつつ、電子タグ等の活用により、取引情報と物流の合理化を推進する。
2 果実の加工の合理化	① 果樹生産に伴い不可避免的に発生する加工原料用果実を利用するため、ストレート果汁等の高品質果実製品の生産を促進するとともに、原料を安定供給するため、長期取引契約を推進する。 ② みかん果汁工場については、コスト低減や高品質果汁生産へのシフト等を推進するとともに、再編も視野に入れた合理化を図る。 ③ 果実飲料の原料原産地表示の義務化について引き続き検討するとともに、国産果実製品に含まれる健康機能性成分等を積極的にPRする。
第6 その他必要な事項 1 食の安全・安心の確保、環境保全の推進等 2 多面的機能の発揮 3 低コスト・高品質生産技術の推進	食の安全・安心や環境問題に対する国民の関心の高まりに対応するため、土づくりを基本とし、フェロモン剤や草生栽培などを取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入、GAP(適正農業規範)への取組等を推進する。 果樹農業の持続的発展や観光農園などの都市農村交流活動を通じた農村振興により、やすらぎ、良好な景観の形成等の多面的機能の一層の発揮に努める。 低樹高仕立て栽培等の省力化技術の導入や、多品目・多品種経営による出荷時期の分散を推進するとともに、高品質品種の導入や土づくり等により低コスト・高品質生産を推進する。

(参考)

果樹産地構造改革計画の考え方及び内容（案）

果樹産地構造改革計画の考え方

1 対象となる果樹、産地

- 対象となる果樹は、政令指定13品目を中心とするが、その他の果樹も対象とする。13品目以外の品目については、都道府県果樹農業振興基本計画における振興品目に位置づけられるものを対象とする。
- 対象となる産地の範囲は、原則として集出荷施設を核として一体的に生産出荷を行っている生産出荷組織、又は同一の地域で共通する主産品目を生産する地縁的な集団とする。計画の実効性の高い範囲を産地で設定する。

2 計画策定主体（検討体制）

- 計画策定主体（検討体制）は、原則として、生産者の代表者、農業協同組合、市町村、普及センター、農業委員会等により組織する産地協議会とする。
- 計画策定については、ボトムアップで行う。

3 産地計画の内容

- 目標年次（原則として5年間とする）
- 目指すべき産地の姿（理念）
- 産地の合意形成のための内容
- 産地の現状を踏まえた目指すべき産地の姿（目標）及び目標達成のための手段（右表）

4 産地への支援・計画の評価

- 国による産地への支援は、原則として、産地計画の策定、実行を要件とするが、支援を行った場合には、一定期間後に、計画の達成状況について評価を行う。
- 評価の方法等については、果樹が永年性作物であることの特性に留意する。

※ 中山間地域等直接支払制度については、計画内容の整合を図るとともに、計画策定から評価までの一連の流れについて参考にする。

《果樹産地構造改革計画の内容（個別事項のイメージ）》

	現状	目指すべき姿（目標）	目標達成のための手段
人的体制	○ 規模別、年齢別、主副業別農家戸数、従事者数（うち認定農業者） ○ 後継者の確保状況	〈担い手の明確化〉 ○ 担い手の考え方、担い手以外の産地構成員の役割 ○ 担い手数の目標 ○ 認定農業者数の目標 ○ 新規就農者数の目標	○ 担い手の支援手段 ○ 認定農業者の育成手段 ○ 新規就農者の確保・育成手段
販売体制	○ ブランド品の状況、ブランド率	〈販売戦略〉 ○ 直販、市場等出荷の目標 ○ ブランドの考え方、ブランド率の目標	○ 販売体制の改善手段 ○ 販売促進の手段
生産体制	○ 園地の傾斜、土壌条件 ○ 放任園地の状況 ○ 園地集積の状況	〈園地の明確化〉 ○ 維持する園地、廃園する園地の明確化 〈園地集積〉 ○ 担い手の園地面積の目標（全園地面積とそのうち担い手の園地面積の目標）	○ 担い手への園地集積計画（農地利用計画）、計画達成の手段（利活用事業等）
	○ 基盤整備の状況、基盤整備に係る生産者の意向	〈基盤整備〉 ○ 新たな基盤整備をする園地面積の目標	○ 基盤整備の計画、計画達成の手段（利活用事業等）
	○ 品目・品種別の栽培面積、生産量、産出額（うち認定農業者） ○ 品目・品種転換に係る生産者の意向	〈優良品目・品種への転換〉 ○ 品目・品種別の生産量、産出額の目標（うち担い手分） ○ 改植等の目標 〈生産技術の向上〉 ○ 生産技術向上の目標	○ 品目・品種の改植等の計画、計画達成の手段（利活用事業等） ○ 生産技術向上の手段
	○ 品目・品種別の労働時間、労働力保有状況	〈労働力の確保〉 ○ 労働力調整に係る目標	○ 労働力調整の手段
その他		○ 環境保全型農業の取組みに係る目標	○ 環境保全型農業の手段